大正区ごみゼロリーダーニュース

第24号
令和6年9月発行

第11期大正区廃棄物減量等推進員委嘱式を開催

７月26日（金）午後１時２０分から、大正区役所５階５０２会議室において「第１１期大正区廃棄物減量等推進員委嘱式」を開催しました。

大正区では第１１期推進員として１２３名の方々に市長から委嘱が行われました。

委嘱式には区代表および、連合から代表してして各連合代表にご出席頂きました。

はじめに大阪市を代表して古川大正区長から挨拶をいただいた後、区長から各連合代表に委嘱状を交付しました。

上村区代表から「ごみの減量と３Ｒを推進し地域のために活動していきましょう」と挨拶がありました。

古川区長のご挨拶

上村区代表のご挨拶

推進員委嘱式の後、５０２会議室にて、令和６年度 第１回連合代表者会議を開催しました。 西部環境事業センターでは今後も推進員の皆さま方と連携しながら、ごみ減量・リサイクルを推進してまいりますので任期期間の令和７年度末までの２年間皆さま方にはご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年7月から
家庭から排出されるリチウムイオン電池等の
電話等申込による訪問回収を開始しました

お住まいの地域を担当する環境事業センターへの電話等によるお申込みにより職員がご家庭まで回収にお伺いします

普通ごみ収集や資源ごみ、容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの分別収集には、出さないで下さい！！

申込受付開始日

令和6年7月1日(月)から

対 象

会社や商店等、家庭以外から出されるものは回収できません

小型充電式電池 （リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）

Li-ion ※

（リチウムイオン電池）

Ni-Cd ※

（ニカド電池）

Ni-MH ※

（ニッケル水素電池）

※＝リサイクルマーク　回収の対象となる小型充電式電池に表示されています。（輸入品など、一部、表示されていない場合もあります。）

モバイルバッテリー や ワイヤレスイヤホンなどの小型充電式電池が本体から取り外せないものは、そのまま回収します

（モバイルバッテリー）

「普通ごみ」に該当する大きさのものに限ります
（最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの）

膨張・変形したリチウムイオン電池等も回収します

出 し 方

金属端子部やリード線にビニールテープ等を貼り、中身の見えるごみ袋に入れ、回収時に職員にお渡しください

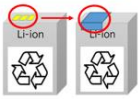

※環境事業センターでは、「リチウムイオン電池等回収ボックス」による受付回収も引続き実施いたします。

≪編集・発行≫
大阪市環境局　西部環境事業センター
大阪市大正区小林西1－20－29
TEL：06－6552－0901　FAX：06－6552－1130
http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html